

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート
認定基準日…申請日の属する月の初日

家計急変の場合

※申請に係る高校生等ひとりひとりについて以下の質問にお答えください。

Q1 私立高等学校等に平成 26 年度以降に入学し、認定基準日現在在籍しており、保護者等が千葉県内に在住していますか？

YES

NO

該当しません

Q2 就学支援金または高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援及び専攻科の生徒への修学支援に係るものに限る。）の支給を受ける資格を有する者に該当しますか？

YES

NO

該当しません

Q3 対象の高校生等は、専攻科の生徒ですか？

NO

YES

Q4 生活保護（生業扶助）を受給していますか？

NO

YES

該当しません

Q5 家計急変後の保護者等全員の収入が道府県民税所得割及び市町村民税所得割額非課税相当ですか？

YES

NO（全日制、定時制、通信制に在籍）

NO（専攻科に在籍）

該当しません

Q6 対象の高校生等は、通信制または専攻科の高校生等ですか？

YES

NO（全日制または定時制に在籍）

年額 **52,100 円※**

支給区分 2 (2) の書類を
御用意ください。

年額 **152,000 円※**

支給区分 2 (1) の書類を
御用意ください。

年額 **10,420 円※**

支給区分 3 の書類を
御用意ください。

年額 **10,420 円※**

支給区分 4 の書類を
御用意ください。

Q7 家計急変後の保護者等全員の収入について、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 105,500 円未満に相当しますか？

YES

NO

Q8 家計急変後の保護者等全員の収入について、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満に相当しますか？

該当
しません

NO

YES

Q9 扶養する子が 3 人以上いますか？

該当
しません

NO

YES

※7月1日以前に家計急変した者については年額を給付し、7月2日以降に家計急変した者については、年額×家計急変月の翌月～3月までの月数／12月の額を給付。

御不明な点があれば、千葉県総務部学事課私学振興班 奨学のための給付金担当（043-223-2162）まで御連絡ください。